行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関す

る法律に基づく個人番号の利用に関する条例の改正（案）について

１．条例改正の必要性

　　税、社会保障、災害対策分野のうち、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「法」といいます。）で規定された事務（法定事務）に加えて、地方公共団体が条例で規定する事務（独自利用事務）においても個人番号を利用することができます。

　　県民の利便性の向上や行政事務の効率化を図るため、これら分野における県独自の事務についても個人番号を利用できるように、所要の改正を行います。

２．条例の改正案の概要（現在検討中であり、今後変更の可能性があります）

⑴ 条例の名称の改正

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」に改正すること。

⑵ 条例の内容の改正

1. 個人番号の利用範囲の変更

　　・独自利用事務〔下表参照〕で個人番号を利用できること。

・独自利用事務に関して書面提出が省略できること。

1. 特定個人情報の提供について新たに規定

　　 独自利用事務に関して、県の機関間（知事部局、教育委員会）で特定個人情報（個人番号を含む個人情報）を提供できること。

　〇独自利用事務

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 機関 | 事務 | 個人情報 |
| 知事 | 私立高等学校等奨学のための給付金支給事務 | 高等学校等就学支援金関係情報、課税情報等 |
| 私立高等学校等学び直し等就学支援金支給事務 | 高等学校等就学支援金関係情報、課税情報等 |
| 教育委員会 | 公立高等学校学び直し支援金の支給事務 | 高等学校等就学支援金関係情報、課税情報等 |
| 公立高等学校等奨学のための給付金の支給事務 | 高等学校等就学支援金関係情報、課税情報等 |
| 県立高等学校授業料の減免事務 | 課税情報等 |
| 高等学校定時制課程等修学奨励資金の貸与事務 | 課税情報等 |
| 県立高等学校県単就学支援金の支給事務 | 課税情報等 |
| 特別支援教育就学奨励費の支給事務 | 課税情報等 |

３．独自利用事務での個人番号の利用開始日

法に基づく情報連携の開始日（平成29年の予定）からを想定しています。

【参考】

 個人番号の利用・提供のイメージ

教育委員会

等

 事務Ａ

利用

知事

**※注 行政機関の長、地方公共団体、独立行政法人等が情報の授受に使用するために、総務大臣が設置・管理するシステム**

**情報提供ネットワークシステム（ＮＷＳ）※注**

国

他の都道府県

市町村等

 事務Ｂ

利用

庁内連携

同一執行機関内での利用

島根県

他団体

他の執行機関

への提供

他の執行機関

への提供

**他の団体へ提供**

備考：島根県と他団体との情報連携は、条例を定めなくても法に基づき行うことができます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律　抜粋

　（利用範囲）

第９条　略

２　地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（[地方税法](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%8f%ba%93%f1%8c%dc%96%40%93%f1%93%f1%98%5a&REF_NAME=%92%6e%95%fb%90%c5%96%40&ANCHOR_F=&ANCHOR_T=)（昭和25年法律第226号）[第１条第１項第４号](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%8f%ba%93%f1%8c%dc%96%40%93%f1%93%f1%98%5a&REF_NAME=%91%e6%88%ea%8f%f0%91%e6%88%ea%8d%80%91%e6%8e%6c%8d%86&ANCHOR_F=1000000000000000000000000000000000000000000000000100000000001000000004000000000&ANCHOR_T=1000000000000000000000000000000000000000000000000100000000001000000004000000000#1000000000000000000000000000000000000000000000000100000000001000000004000000000) に規定する地方税をいう。以下同じ。）又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

　（特定個人情報の提供の制限）

第19条　何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

一～八　略

九　地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。

十～十四　略